

岡崎市動物行政推進計画
～人と動物のより良い関係作りを目指して～
平成29年2月27日改正

岡崎市

人と動物のより良い関係作りを目指して

岡崎市では平成15年の中核市移行を契機に「岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定、平成20年3月に動物に関する窓口の一元化を目的とした、岡崎市動物総合センターを設置し、動物行政を推進しているところです。

近年、市民の皆さんからの相談は、家庭で飼われている愛護動物のほか、野生動物に関する事など、年々多くなり、幅広くなっています。

そのため、愛護動物、産業動物、動物園動物、野生動物を含めた動物行政全般に関わる事務を推進する岡崎市動物行政推進計画の策定を目指すこととしました。

計画の策定には、学識経験者、動物関係団体、市民公募から構成される岡崎市動物行政推進協議会を設置し、協議会委員の皆さんと協議を行いながら策定に至りました。委員の皆さんには改めて御礼申し上げます。

本計画が人と動物のより良い関係作りに貢献できるよう願っております。



平成23年3月

岡崎市長 柴田 紘一

岡崎市動物行政推進計画

目次

第1章 本市における動物行政の基本的考え方	1
動物行政推進計画策定の背景と位置づけ	1
動物行政の推進に向けて	3
人と動物が共存できる豊かな地域環境をめざして	4
計画期間	4
計画の分類・点検・見直し	4
第2章 現状及び今後の施策展開の方向	5
動物の愛護及び管理に関する現状	5
動物の愛護及び管理に関する取組	6
1 動物愛護精神の普及啓発	7
2 適正飼養の推進	8
3 学校飼育動物に対する取組	9
4 犬・猫の処分数減少への取組	10
5 犬の登録と狂犬病予防注射実施の徹底	12
6 動物取扱業者・特定動物飼養施設・実験動物飼養施設の監視指導	13
7 災害に対する取組	13
産業動物に関する現状	14
産業動物に関する取組	15
1 防疫体制の強化	16
2 生産物の品質向上と安定供給の推進	17
3 資源の有効利用と環境配慮	18
4 災害に対する取組	18
動物園に関する現状	19
動物園に関する取組	20
1 レクリエーションの場の提供	20
2 楽しく学ぶことができる教育・環境教育の充実	21
3 動物種保存の貢献	22
4 調査・研究への貢献	23
5 災害(家畜伝染病発生時・逸走時の緊急事態を含む)に対する取組	23

野生動物に関する現状	24
野生動物に関する取組	25
1 人と動物との関係を楽しみながら学習する場の提供	26
2 動物生息環境の整備	26
3 野生動物の保護	27
4 農作物被害の減少対策	28
5 特定外来生物及び大型動物に対する生活被害の対策	28
岡崎市動物行政推進協議会	29
語句説明	30

第1章 本市における動物行政の基本的考え方

動物行政推進計画策定の背景と位置づけ

経済のグローバル化や人々の生活様式の変化等、近年における社会構造の変化に伴って、人と動物との関係に関わる問題も多様化・複雑化してきています。例えば、家庭動物の遺棄問題、外来生物による問題及び野生動物による農業被害問題等はよく知られている例です。これらの問題について、私たちがどのように向き合っていくべきかは、まさに喫緊の課題と考えられます。

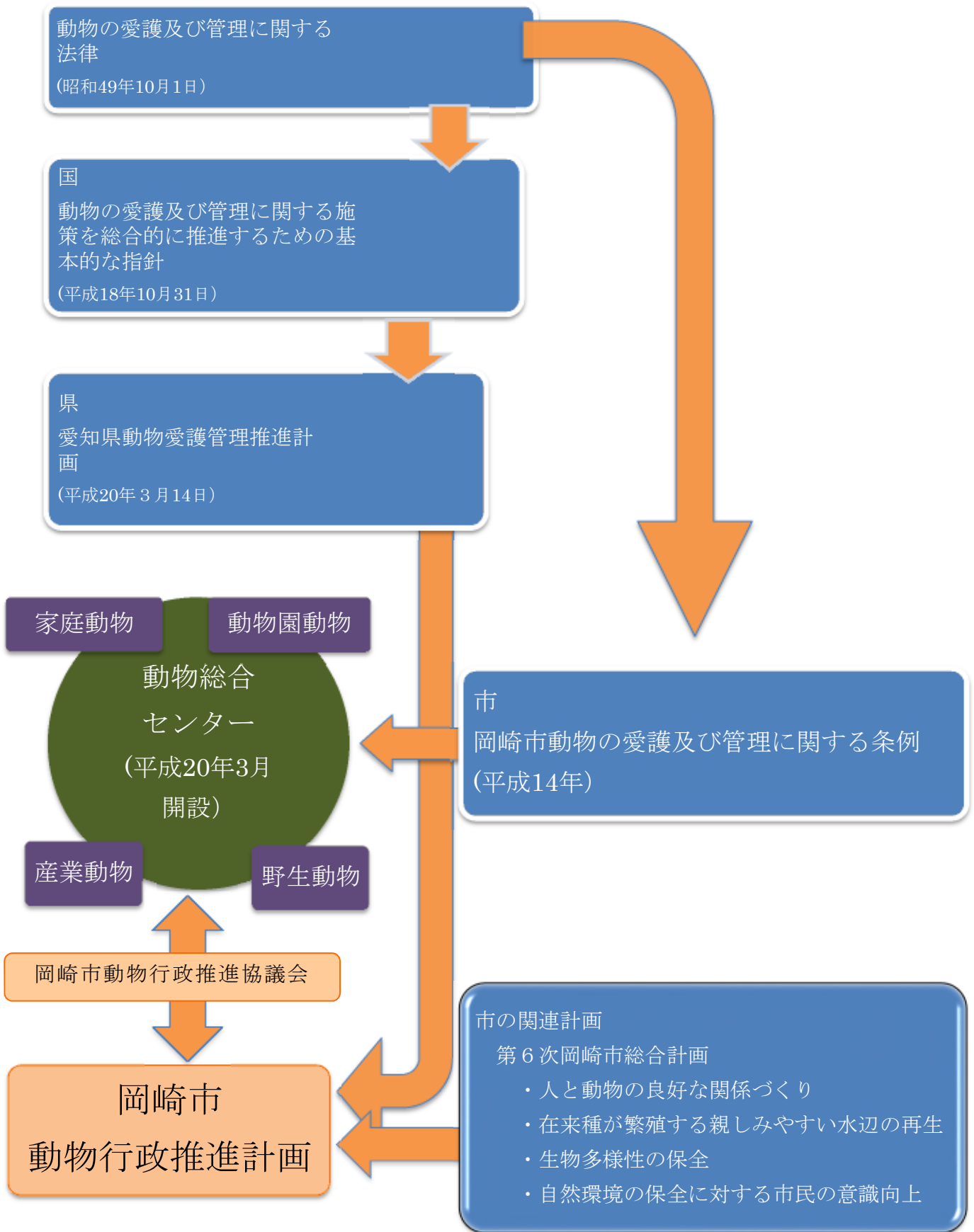
すでに国、都道府県、市町村、民間等においては、一定の対応がなされてきています。とりわけ動物愛護に関しては、平成18年6月1日に施行された、改正「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「愛護管理法」という。）」において、都道府県は、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成18年10月31日環境省告示第140号）に沿って「動物愛護管理推進計画を定める必要がある」とされています。これに基づき愛知県においても平成20年3月14日に「愛知県動物愛護管理推進計画」が策定され、そこではさらに「地域の状況に応じたきめ細かな施策を展開していくため、市町村ごとの計画の策定に努めるよう」求めています。

また、本市においても第6次岡崎市総合計画において、「人と動物の良好な関係づくり」の推進（保健所）、「在来種が繁殖する親しみやすい水辺の再生」（環境保全課）、「生物多様性の保全」、「自然環境の保全に対する市民の意識向上」（自然共生課）等、様々な部署において動物及び動物を取巻く環境を整えるための目標を掲げています。

そこで本市が果たすべき責務を明確化するため、地域の実情を踏まえ、動物行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を推進することを目的に、「岡崎市動物行政推進計画」を策定しました。

なお、策定にあたっては、学識経験者、関係団体の代表者、市民公募等の10名の委員から構成される、「岡崎市動物行政推進協議会」を設置し、協議会の意見を取り入れながら進めてまいりました。

本計画においては、家庭動物の動物愛護に関する取組に限ることなく、牛や豚などの産業動物、動物園動物、野生動物に関する取組も内容に盛り込むことで、人と動物の様々な関わり方を考慮し、個別の分野での課題をそれぞれ確認する一方で、行政の枠組みを超えて動物に関する施策を総合的に推進していきます。



動物行政の推進に向けて

岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 14 年条例第 52 号)における市の責務は「動物の愛護及びその適正な飼養についての市民の関心と理解を深めるようにするため、動物の愛護及び管理に関する知識の普及啓発その他の必要な施策を講ずる責務を有する。」と規定されています。

この責務を果たすために次の 4 つの点が重要となります。

第一に、動物に関する情報の普及啓発・環境教育の充実が挙げられます。動物愛護精神の普及啓発、動物園における教育、野生動物のことを楽しみながら学習する場の提供等、動物に関する正しい知識と情報の共有は、様々な活動の前提となるものと考えられます。

第二に、人と動物がよりよい関係を築けるよう個々の分野において適切に行政権限を行使すべきです。例えば、犬の登録・狂犬病予防注射の実施、動物取扱業者等の監視・指導、防疫体制の強化、動物飼養環境の整備、野生動物の保護、農作物被害の減少対策の実施等はより一層の充実が求められます。

第三に、以上のような施策をより効果的に行うために、様々な実施主体と連携・協働していく必要があります。例えば、現実に環境教育については市民活動団体等と協力して行われており、動物取扱業等の監視・指導については業界団体との連携が必要不可欠です。このような協働を推進する際において、行政により強いリーダーシップが求められます。

第四に、行政内部の異なる部署間において互いに情報を共有し、時には調整を図りながら、総合的に施策を進めていく必要があります。これらを統制するために、動物総合センターは動物に関する専門知識を活かし、調整する役割が求められます。



動物総合センター

人と動物が共存できる豊かな地域環境をめざして

動物愛護の精神を広く普及し、行動として定着していくために必要不可欠なことは、なによりも市民全体の合意です。

市民の動物に対する考え方は多様であり、多様であって然るべきものです。しかし、社会的規範としての動物に対する考え方は、極力情緒論を排した、市民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものである必要があります。

動物と共存できる豊かな地域環境をめざして、市民全体の合意をつくる基本として、この動物行政推進計画に掲げる施策を推進していきます。

計画期間

愛知県動物愛護管理推進計画等の動物に関連する計画との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として平成 23 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 10 年間とします。

計画の分類・点検・見直し

1 計画の分類

動物に関する施策に係る計画を中期、長期に分類し、中期は 5 年、長期は 10 年を目処に実施し、継続できるものについてはその後も継続します。

2 計画の見直し

この計画は、毎年進捗状況について動物行政調整会議にて点検を行い、動物行政推進協議会で、5 年を目処に見直しを図ります。



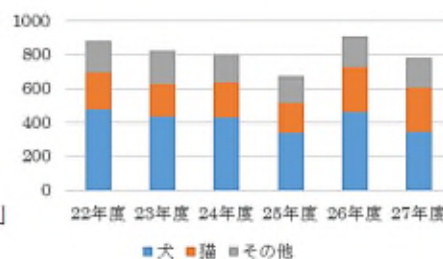
第2章 現状及び今後の施策展開の方向

動物の愛護及び管理に関する現状

○動物に関する苦情の状況

動物に関する苦情については、電話や窓口での申し立ての聞き取り等を行い、職員が直接出向いて指導を行う等の対応を行っています。

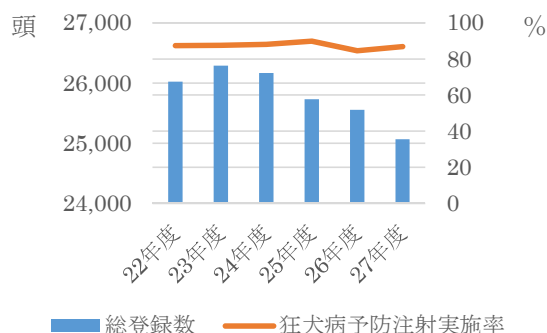
平成27年度の苦情内容で最も多いものは、犬で「捕獲」、猫で「所有者のいない猫への給餌行為に起因する糞尿被害」となっています。



○犬の登録と狂犬病予防注射実施状況

犬を飼養する際には、狂犬病予防法に基づく登録と、1年に1回の狂犬病予防注射の接種義務があります。

登録数は、平成23年度をピークに年々減少しています。また、狂犬病予防注射接種率は、87%前後で推移しています。



○学校飼育動物について

愛護管理法では、動物の愛護と適正な飼養に関し、学校等における教育活動等を通じて普及啓発を図るように努めることが定められています。

本市では、岡崎市動物愛護ボランティアの協力を得て、幼少時より動物愛護思想を涵養することを目的とし、平成25年度より市立全保育園・幼稚園年長児に対してなかよし教室を開催しています。また、平成19年度より岡崎市獣医師会の協力を得て、小学校に対し動物ふれあい出前教室も行いました（平成27年度にて終了）。

なかよし教室の開催回数

	H25	H26	H27
開催回数	47	48	50

動物ふれあい出前教室の開催回数

	H23～H27
開催回数	11/年



なかよし教室の様子

動物の愛護及び管理に関する取組

市民の動物に対する考え方は様々です。動物が好きの方、嫌いな方、どちらでもない方がいて、犬の鳴き声、所有者のいない猫等に対する考え方も多様です。そのためのトラブルも数多く報告されています。

したがって、今後は多くの市民の共感を呼び、幅広い層の市民が納得でき、自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開する必要があります。

また、市内には市民と動物が接する場となる、多くの第一種動物取扱業者及び間接的に市民と関わる研究施設が存在します。これら業者や施設の飼養管理等の適正化は、動物の愛護及び管理の施策の推進に重要な役割を果たします。

求められる姿

市民が動物愛護について自ら考え行動できる社会

動物が地域に受け入れられた社会

動物団体関係者との連携拡大により動物が適正に管理された社会

動物を取扱う施設において飼養が適正化された社会



センター犬ロッキー、ハグ



犬のしつけ方教室の様子

[具体的取組]

1 動物愛護精神の普及啓発

項目	中期目標	現状	今後の展開	
動物総合センターにおける普及啓発活動	・動物愛護ボランティアを養成し、市の施策を協働して行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・達成しました。 ・動物愛護ボランティアの養成を行い、市の施策を協働して行っています。 		継続
		<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護週間に各種イベント・講演会を行い、市民へ広く啓発を行っています。 		
動物愛護精神涵養のための教育活動	・動物愛護ボランティアと協働して、「動物ふれあい教室」、動物総合センター「ふれあいコーナー」でのふれあい活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・達成しました。 ・動物愛護ボランティアと協働して行う「動物ふれあい教室」はセンターにて行う「なかよし教室」へ手法を変えました。 ・動物総合センター「ふれあいコーナー」でのふれあい活動は、ふれあい猫を長期間適正に飼養することが困難なため、中止しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいコーナーについては、譲渡対象の猫でふれあい適性がある場合のみ行います。 	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ・全市立保育園及び幼稚園に対し、なかよし教室を動物総合センターにて行っています。 ・夏休み等に子ども向けの動物愛護教室を開催しています。 ・動物を使用しない命の教育についてモデル的に行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物を使用しない命の教育を行っていきます。 	新規
広報活動	・センター犬を育成し、広報活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・達成しました。 ・現在、センター犬「ロッキー」、「ハグ」がふれあい活動及び広報活動を行っています。 		継続
		<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護の普及啓発となるようなチラシを回覧しています。 ・毎月の行事案内を市政だより15日号に掲載するほか、動物総合センター、げんき館、市役所、シビックセンター等に掲示しています。 		

2 適正飼養の推進

項目	中期目標	現状	今後の展開
適正飼養講習会の開催	・「あにもしつけ相談会」を拡充します。	<ul style="list-style-type: none"> ・達成しました。 ・あにもしつけ相談会、パピースクールを月1回程度開催しています。 ・犬のしつけ方教室等を年4回程度開催しています。 ・適正飼養に関する講演会を年1回開催しています。 	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ・犬の譲渡希望者に対し、月1回事前講習会を開催しています。 ・猫の譲渡時に完全室内飼育を含む適正飼養の指導を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室等内容について、年1回検討を行い、犬及び猫の飼養者のニーズに合った教室等を行っています。 新規
所有者明示・不妊措置の推進	・市内の犬・猫に装着されたマイクロチップの一元管理を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・達成しました。 ・市内の犬・猫に装着されたマイクロチップの一元管理は動物の愛護及び管理に関する法律の経過を見ることとし、検討は終了しました。 	終了
		<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展示、リーフレット、各種イベント等で普及啓発活動を行っています。 ・動物総合センターから譲渡する成犬・成猫に対し不妊措置を施し、また子犬・子猫については譲渡後の不妊手術の実施を義務付け、報告を提出させています。 ・猫のマイクロチップ装着推進事業を開始しました。 ・試行していた猫の譲渡者に対する飼養届出制については、動物の愛護及び管理に関する法律の経過を見ることとし、終了の方向で検討を始めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猫の登録制度導入を検討します。 長期

項目	中期目標	現状	今後の展開
苦情対策の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・苦情はできるかぎり迅速に現場確認・指導を行っています。 ・市政日より、リーフレット。ポスター、看板等で問題発生防止のための注意喚起を行っています。 ・ねこの避妊処置モデル事業を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者のいない猫対策とし市民活動団体と協働し「地域猫」対策に取り組めます。 ・所有者のいない猫対策としてのねこの避妊処置モデル事業について、内容を見直し、より効果のあるものとしします。
			<p>長期</p> <p>新規</p>

3 学校飼育動物に対する取組

項目	中期目標	現状	今後の展開
飼育相談の受け付け	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育相談窓口を設け、教育委員会と連携し、指導・助言を行う支援体制を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育相談を受け付けています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育相談方法及び教育委員会との連携について、見直します。
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校から依頼がある場合は愛知県獣医師会または東公園動物園と協力し、飼育相談を行っています。 	
獣医師会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師会・教育委員会と命の授業を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師会及び教育委員会と連携した命の授業の開催には至りませんでした。平成26、27年度モデル的に保育園児に対し、命の教室を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・命の授業の内容及び連携方法については、継続して検討します。
		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に出向き、「動物ふれあい教室」を岡崎市獣医師会と連携して開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県獣医師会及び岡崎市獣医師会との連携を充実します。
			<p>継続</p> <p>継続</p> <p>長期</p>

4 犬・ねこの処分数減少への取組

項目	中期目標	現状	今後の展開	
引取り時の指導	<ul style="list-style-type: none"> 動物病院及びペットショップと協力して遺棄禁止、不妊措置の推進を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 動物病院やペットショップに環境省作成のポスターを送付し、掲示を依頼するなど協力を求めました。 		継続
		<ul style="list-style-type: none"> 引取り時に飼養の継続や新しい飼い主を探すよう指導し、新しい飼い主探しの方法について助言を行っています。 新しい飼い主探しのための掲示板を動物総合センター及びげんき館に設置しました。 繰り返し引取りを求める飼い主に対しては、引取り時に、適正飼養の指導及び繁殖制限措置について促しています。 		
動物の遺棄防止及び虐待防止の普及啓発		<ul style="list-style-type: none"> ポスター、看板等で遺棄禁止及び不妊措置の普及啓発を行っています。 南公園にて動物の遺棄防止キャンペーン年2回行っています。 遺棄と疑われる動物については、警察が対応しています。 虐待と疑われる事例についての通報については、現場を確認し、飼い主指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺棄防止のためマイクロチップによる所有者明示を推進します。 遺棄防止のため不妊措置を推進し、みだりな繁殖を防ぎます。 動物の遺棄及び虐待については、警察との連携を強化します。 	長期 長期 新規

項目	中期目標	現状	今後の展開	
譲渡事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体との連携を強化し、譲渡率の向上に取組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成しました。 新たな家族探しとして、個人及び団体へ譲渡しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な譲渡を継続します。 	継続
		<ul style="list-style-type: none"> 譲渡可能な犬猫のポスターを動物総合センター、げんき館、市役所等に掲示し、HPにも掲示しています。 譲渡後の不適正飼養を防ぐため、年齢制限を55才以下に下げ、必要に応じて飼養場所を確認する等、譲渡が適正なものとなるよう取り組んでいます。 		
多頭飼育者への指導		<ul style="list-style-type: none"> 多頭飼育の崩壊の対応に苦慮しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係部署と協力して、未然に防ぐ方法等を検討します。 	新規



5 犬の登録と狂犬病予防注射実施の徹底

項目	中期目標	現状	今後の展開	
普及啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・鑑札・注射済票の装着率の向上のため、デザインの変更を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・達成しました。 		終了
		<ul style="list-style-type: none"> ・HP、市政だより、リーフレットの配布、動物病院一覧の町内回覧等による普及啓発活動を行っています。 ・飼い犬の苦情対応時に、指導を行っています。 ・子犬の譲渡時に登録させています。 ・高齢犬についてのイベントを行い、死亡犬及び幽霊犬の整理を行い、登録状況を実態に合わせるようにしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物病院、ペットショップ等と連携・協働し、飼い主の指導を検討します。 ・市民及びペットショップに対し、鑑札・狂犬病予防注射済票の装着を徹底するよう指導を強化します。 	長期 新規
個別狂犬病予防注射の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月と5月に犬の集合登録・狂犬病予防注射を市内77会場にて実施しています。 ・かかりつけの動物病院をもち、個別予防注射を推進するポスター掲示及びチラシの配布をしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけの動物病院を持つことを推進するとともに、集合注射会場について県内他市町村の状況も鑑みながら、見直します。 	新規

6 動物取扱業者・特定動物飼養施設・実験動物飼養施設の監視指導

項目	中期目標	現状	今後の展開	
監視指導	・定期的な監視指導を行います。	・達成しました。		継続
特定動物逸走時の対策	・被害防止のため、逸走時の対応マニュアルを作成します。	・前準備として、特定動物の施設監視時に各施設における逸走時の対策について、マニュアルを確認しました。		継続
		・過去について逸走の事例はありません。		

7 災害に対する取組

項目	中期目標	現状	今後の展開	
自然災害時の対応	・災害発生時の対応マニュアルを作成します。	・災害発生時の対応マニュアル素案を作成中です。	・災害発生時の対応マニュアル完成版を作成します。	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市獣医師会と災害時の対応について、協定を締結しています。 ・愛知県被災動物対策連絡協議会（作業部会）に参加しています。 ・毎年1～2会場にて地域防災訓練実施時に犬の同行避難訓練を実施しています。 		
狂犬病予防発生時の対応		・狂犬病予防発生時のマニュアルについて、国のガイドラインを元に骨子案を作成しました。	・狂犬病予防発生時のマニュアルについて、完成版の作成を目指します。	新規

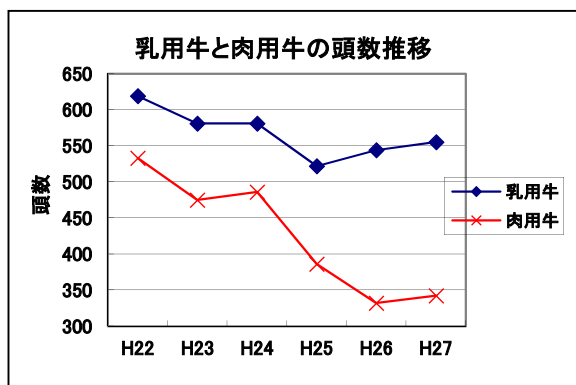
産業動物に関する現状

○畜産農家について

岡崎市内で飼養されている産業動物は乳牛、肉用牛（繁殖和牛・肥育牛）、養豚、採卵鶏、ブロイラーでありそれぞれ飼養の形態も異なっています。

環境問題、後継者不足等により毎年飼養戸数及び飼養頭数の減少が続いています。

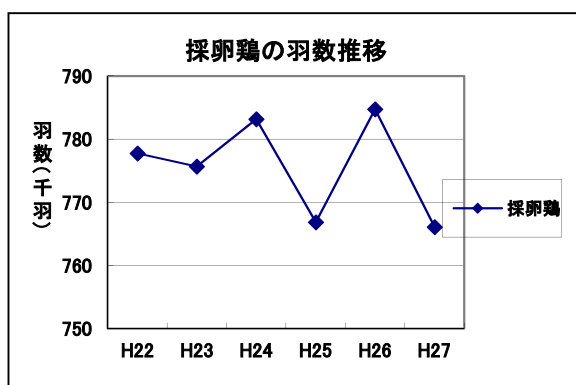
家畜・家禽頭羽数



乳用牛・肉用牛

都市化の影響と後継者不足の影響が最も強く現れており、戸数及び頭数の減少に歯止めがかかりません。

糞尿の堆肥化、飼養環境の改善等に取り組んでいますが、コストがかかることが問題となっています。



採卵鶏

大型養鶏場を有するため羽数自体に大きな動きはありませんが、戸数の減少は続いています。

臭気問題を解決するために鶏舎の改造に取り組んでいますが、コストがかかることが問題となっています。

養豚農家、ブロイラー農家については戸数が少なく表記を省きますが同様の問題を抱えています。また口蹄疫、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ等の伝染病に対する不安も増大しています。

併せて、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）等合意による農家への影響が懸念されています。

○家畜の診療について（平成27年度末現在）

家畜診療件数（共済適用）	594件	延べ診療回数2,466回
家畜診療件数（共済外）	145件	
予防接種実施件数（豚）	550頭（日本脳炎・パルボ） 410頭（丹毒・AR）	
予防接種件数（牛）	911頭（異常産・呼吸器系疾患）	
乳汁検査件数	335件	
血液検査件数	84件	

産業動物に関する取組

家畜は元来、人が利用不可能な草または利用後の残さを飼料として与え、動物性蛋白、脂肪、使役等有益なものとして人に利用されるために飼養されていました。しかし、昭和40年代以降、大量生産とコスト削減の指向が高まり増頭・増羽が進みました。その結果、輸入飼料への依存率増加、周辺環境問題、排泄物の処理等に係るコスト増大等の問題が起こっています。さらに平成11年のBSE感染牛の国内発見以降、消費者はより安全で安心な食品を求めるようになり、飼養農家への衛生管理の要求は特に厳しくなっています。また、アニマルウェルフェア（快適性に配慮した家畜の飼養管理）の導入による飼養管理の指導（産業動物の飼養及び保管に関する基準）も検討されつつあります。

このような諸々の影響を受け、産業動物を飼養する農家は大変厳しい時代を迎えています。畜産は食を支える基幹産業の一角であり、産業動物に関する取組は、過剰な環境対策と家畜の快適性の追求のみでは、生産意欲の低下と農家数の減少を招きます。そのため各農家の規模、経営状況、将来像を的確に捉え、たうえで、「食料・農業・農村基本計画」等関係農業施策と調和の取れた長期的な推進が望まれます。

求められる姿

畜産物が安全で安定供給される社会

環境保全に配慮し、生産現場と周囲との調和が取れる社会

家畜が快適に過ごすことができ、個々の能力が発揮できる環境が整った社会



[具体的取組]

1 防疫体制の強化

項目	中期目標	現状	今後の展開	
家畜伝染病に対する体制作りの強化		<ul style="list-style-type: none"> 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の岡崎市の防疫マニュアルを作成し、随時更新しています。 関係機関と連携し講習会等で伝染病の発生状況と予測を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の法定伝染病（口蹄疫等）についても国のマニュアルに基づき、関係機関と連携し行動します。 	長期
予防接種の奨励	<ul style="list-style-type: none"> 新しい疾患に対するワクチン及び多価ワクチン利用について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成しました。 農家の要望を取り入れる形で多価ワクチンの利用を促進しています。 		継続
		<ul style="list-style-type: none"> 家畜・家禽における生産性に甚大な被害を及ぼす可能性があり、当市で発生する可能性があるものについて予防接種の奨励を行っています。 		

2 生産物の品質向上と安定供給の推進

項目	中期目標	現状	今後の展開	
家畜診療の実施	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携を強化して、バルク乳検査等に基づく予防を重視した指導を実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成しました。 抗生物質等医薬品の適正使用を推進するため乳汁、便及び血液の検査を実施しています。 関係機関と協力して、乳質・乳房炎データの分析と講習会を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 蓄積したデータを元に抗生物質等医薬品の適正使用を推進し、薬剤耐性菌の発生抑制と生産者の経済的負担の軽減を図ります。 	新規
衛生管理の徹底		<ul style="list-style-type: none"> 生産に必要な器具機材、飼料の保管及び手順の確認を必要に応じ、関係機関と協力し、実施しています。 飼養衛生管理基準に基づき、農家への指導を定期的に行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> アニマルウェルフェアについて講習会等による啓発と、農家への指導を推進します。 農場HACCPの導入を推進します。 	長期 長期
消費者への情報提供		<ul style="list-style-type: none"> トレーサビリティに関する事項について指導しています。 教育ファームの実践及び体験学習の受入れを行っています。 畜産フェアで試食、即売会の実施や農業ツアーを開催し、市民の方を対象に牛舎等の見学を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベント・農業体験等を通じて、食育の推進を行ないます。 	長期
適正な改良増殖の指導	<ul style="list-style-type: none"> 優良な和牛生産のための素牛導入等、手法について検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成しました。 成績が明確な家畜改良事業団の精液を利用する等して、改良を行っています。 関係団体による登記、登録等を推進しています。 		継続
			<ul style="list-style-type: none"> 素牛導入助成を新たに要望しました。 	新規

3 資源の有効利用と環境配慮

項目	中期目標	現状	今後の展開
飼養環境及び周辺環境の改善		<ul style="list-style-type: none"> 関係機関による定期的な立入検査及び診療時において適時指導を行い、産業動物の飼養及び保管に関する基準の遵守と問題発生時の対策の確認を行っています。 環境保全対策事業にて有効な薬剤等の照会、購入奨励を行っています。 関係機関と協力し講習会を開催しています。 有効な薬剤等の紹介・購入奨励及び関係機関と協力し講習会を開催及び定期的な指導により環境改善を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> より効果的で低コストの薬剤、技術情報の収集を行い、有効な対策を推進します。 <p>長期</p>
資源循環型の畜産の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食品残さやバイオマス利活用等、新しい技術の導入を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成しました。 堆肥マップを作成しました。 	<p>終了</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 家畜・家禽の糞尿の堆肥化と利用促進を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> より安定した品質の堆肥を継続し農家に供給できるよう、堆肥マップを活用する等、耕畜連携を図ります。 国産飼料の利用促進のためのホールクロップサイレージ等の利活用を検討します。 <p>新規 新規</p>

4 災害に対する取組

項目	中期目標	現状	今後の展開
災害時の対応		<ul style="list-style-type: none"> 岡崎市地域防災計画における家畜に対する応急処置を実施できる体制を整えています。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、迅速な対応ができるよう検討します。 <p>長期</p>

動物園に関する現状

東公園動物園は昭和 58 年に開園して以来、市民に身近な動物園として親しまれています。その中で動物とのふれあいの場を提供し、市民の憩いの場として大きな役割を果たしてきました。

しかし開園から 27 年あまりが経過して、施設の老朽化と動物園を取り巻く社会的な環境の変化に伴い、人にも動物にも優しく体験等を通じて市民参加のできる教育の場としての必要性が強く求められるようになってきました。

○動物の飼育状況

ゾウ、ニホンザルをはじめ 24 種 170 点の動物が飼育されています。飼育動物が高齢化する一方、更新が難しく飼育種数・頭数ともに減りつつあります。

H22	H23	H24	H25	H26	H27
31 種	29 種	30 種	27 種	26 種	24 種
204 点	197 点	182 点	174 点	172 点	170 点
平成 28 年 3 月 31 日 時点の詳細	哺乳類		鳥類		爬虫類
	13 種		8 種		3 種
	136 点		30 点		4 点

○入園者数

来園者サービスを充実させ、来園者数は回復傾向にありましたが、H27 年度はゾウ舎工事の影響等で減少しました。

H22	H23	H24	H25	H26	H27
275,610 人	263,190 人	261,540 人	293,620 人	290,910 人	269,020 人

○ふれあい事業

平成 20 年 3 月に開設した動物ふれあい広場等で行っており、平成 21 年 4 月からモルモットふれあい団体予約制度を設け保育園・幼稚園・小学校等の団体での受け入れが可能となりました。

H22	H23	H24	H25	H26	H27
60,172 人	51,176 人	63,309 人	56,099 人	59,450 人	66,262 人

○教育普及活動

教育普及活動の一環として職場体験の受け入れや飼育指導等を積極的に行っています。

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27
職場体験	24 校	21 校	23 校	25 校	20 校	18 校
受入	50 人	54 人	59 人	48 人	54 人	47 人
飼育指導	7 校	3 校	5 校	9 校	4 校	9 校
職場見学	219 人	33 人	361 人	250 人	103 人	369 人

動物園に関する取組

東公園動物園における取組として、「レクリエーション」、「教育」、「種の保存」、「調査研究」の4つのコンセプトを有し、市民の要求に柔軟に対応できる、独自性のある運営を目指します。

特に、ふれあい事業を中心にワークショップ等の教育的な側面を充実させていきます。

求められる姿

いつ訪れても楽しい動物園

市民参加、体験の機会が提供される動物園

環境情報発信・教育拠点となる動物園

[具体的取組]

1 レクリエーションの場の提供

項目	中期目標	現状	今後の展開	
施設の保守・整備と利用の推進	・動物舎の増改築について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾウが体調を崩すことなく新ゾウ舎が完成しました。 ・ゾウに対するストレスを軽減できるよう関係者との調整を行いました。 ・放鳥舎、サル舎改築の基本設計について打ち合わせを開始しました。 		継続
			<ul style="list-style-type: none"> ・環境エンリッチメントに取組み、動物にとって快適な環境を提供します。 ・利用者の利便性向上のため、駐車場整備について検討します。 	長期 新規

2 楽しく学ぶことができる教育・環境教育の充実

項目	中期目標	現状	今後の展開	
各種イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・単発的及び継続的に行える、より楽しめるイベントの検討を行います。 ・遠足等における教育的な取組を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・達成しました。 ・飼育員が主体となり、来園者目線での各種イベントを開催しています。 ・動物ごとの解説（スポットガイド）を行い、遠足等太淵者に対し、教育的取組をしています。 ・メールマガジン配信を始めました。 ・対象者は幼児・小学生が主体のため、話しを短くし、体験型のイベントを企画しています。 		継続
			<ul style="list-style-type: none"> ・来場者が飽きないように、短い時間で楽しめるイベントやガイドを実施します。 	新規
実習生等の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに社会人等幅広い層の実習生の受入れを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・達成しました。 ・出前講座や職場体験の受入れについて、HPに掲載し、受入れを容易にしました。 		継続



3 動物種保存の貢献

項目	中期目標	現状	今後の展開	
保護及び飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・(社) 日本動物園水族館協会の園館を通じて動物の交換、譲渡及びブリーディングローン等を積極的活用し、種の保存に貢献します。 ・野生動物の保護管理について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の収容等、現状において、可能な繁殖を心掛けました。 ・日本在来種の展示や特定外来生物の教育展示を模索中です。 ・(公社) 日本動物園水族館協会に所属する園よりH25年度マーラ2頭、H27年度オグロプレーリードッグ3頭を譲り受けました。 		<p>継続</p> <p>継続</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・他園と連携を密にし、交換等できる動物を探します。 ・日本在来種の展示や特定外来生物の教育展示を検討します。 	<p>新規</p> <p>新規</p>



4 調査・研究への貢献

項目	中期目標	現状	今後の展開	
動物総合センターを利用した調査研究の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の学術研究受入れを積極的に行います。 ・計画的に図書を購入し、蔵書を充実します。 ・各種学会、研究会等に積極的に参加し、動物総合センターでの調査研究成果を発表します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の学術研究受入れを積極的に行っています。 ・計画的に図書を購入し、蔵書を充実しています。 ・毎年各種動物に対する幼児向けの図書や図鑑など計画的に購入しました。 ・各種学会、研究会等に積極的に参加し、動物総合センターでの調査研究成果を発表しています。 ・平成23年度・平成24年度にかけ岐阜大学・日本大学とシカの血液検査(捕獲時のストレスマーカーの検討)、糞便検査(志賀毒素産生大腸菌)に関する学会発表に協力しました。 ・(公社)日本動物園水族館協会主催の各種研修会等に出席し、動物総合センター(東公園動物園)で実施したイベントや動物の治療実績など発表しました。 		継続
				継続
				継続

5 災害(家畜伝染病発生時・逸走時の緊急事態を含む)に対する取組

項目	中期目標	現状	今後の展開	
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな疾病等に対応するため、策定したマニュアルの見直しを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物園における災害時のマニュアルを見直し、策定しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随時見直します。 	継続

野生動物に関する現状

○自然環境保全の推進実績

事業名	H22	H23	H24	H25	H26	H27
自然保護活動者養成講座（初級）	30人	37人	23人	25人	13人	16人
自然保護活動者養成講座（中級）	15人	16人	16人	13人		
環境教室（外来生物）	1校	0校	0校	5校	1校	7校

※ 自然保護活動者養成講座については、平成26年度から、より受講しやすいように初級と中級の区別をなくしています。

○特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）による生活被害の防除実績

（単位：頭）

対象鳥獣	H24	H25	H26	H27
アライグマ	6	3	7	8
ヌートリア	0	1	0	0

○鳥獣害対象動物の捕獲及び防除実績等

有害鳥獣捕獲

（単位：頭）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
イノシシ	1,001	1,281	1,338	1,066	1,260	1,373
ニホンジカ	210	271	273	434	514	608
ニホンザル	45	43	47	59	64	60

鳥獣被害対策事業補助（防護柵や捕獲檻の取得費を補助。また狩猟免許取得費を補助）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
防護柵（延長）	36km	25km	18km	5km	6km	6.3km
捕獲檻（件数）	—	32基	7基	4基	6基	4基
狩猟免許（件数）	—	11人	6人	6人	10人	28人

※ 捕獲檻、狩猟免許取得に係る補助は平成23年度からの事業

鳥獣被害防止施設整備事業（金属製大規模侵入防止柵の設置）

	H23	H24	H25	H26	H27
猪用柵（延長）	29.6km	14.9km	16.2km	29.5km	9.4km
鹿用柵（延長）	13.1km	35.5km	45.2km	92.5km	48.9km
猿用柵（延長）	8.6km	19.4km	13.1km	23.2km	4.4km
合計（延長）	51.3km	69.8km	74.5km	145.2km	62.7km

※ 平成 23 年度から事業実施

野生動物に関する取組

私たちは、自然から豊かな恵みを受けています。自然は、そこで生きる多種多様な生物と環境という生態系のバランスの上に成り立っています。私たちは生態系の構成員として、共存を目指し生態系を守る必要があります。

しかし、異常気象、森林開発、外来生物等による在来種の減少、野生動物による農林産物被害の増加、野鳥による糞害等、人と野生動物の関係は徐々に悪化しています。

野生動物は同じ地球に住み食物連鎖等の視点からも切り離すことが出来ない仲間であることを認知し、共存への道を進むことが必要です。

求められる姿

自然保護思想の行き届いた社会

郷土の自然への関心の高い社会

人と野生動物が共存している社会

[具体的取組]

1 人と動物との関係を楽しみながら学習する場の提供

項目	中期目標	現状	今後の展開	
各種イベントの開催	・動物総合センターにおいて野鳥の観察会、パネル展示等普及啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・達成しました。 ・野鳥の観察会（探鳥会）を開催しています。 ・動物総合センターにて東公園で観察できる野鳥の写真展を行いました。 		継続
		<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護活動者養成講座を開催しています。 		

2 動物生息環境の整備

項目	中期目標	現状	今後の展開	
都市部における野鳥等の生息空間の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度に緑の基本計画を見直しました。（岡崎市緑の基本計画 2011 改訂版） ・生態系ネットワークの形成に向け、西三河生態系ネットワーク協議会に加入し、市民団体、事業者、行政が一体となって生態系ネットワークの形成を推進し、将来にわたって生物多様性の確保に努めています。 ・平成 24 年度に生物多様性の地域戦略（生物多様性おかざき戦略）を策定しました。 ・平成 24 年 1 月に策定した「生物多様性おかざき戦略」で本市の生態系ネットワークの形成イメージを作成しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系ネットワークの推進をします。 	長期
里地、里山の適正管理		<ul style="list-style-type: none"> ・おかざき自然体験の森の維持管理を行っています。 ・各森の駅で地元活動団体が里山づくりを行っています。 ・水源涵養林の保全のためのイベントを開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然を守り、育てる活動者の育成を行っています。 ・所有者、市民、行政が連携をとり保全活動の推進を図ります。 ・自然体験の大切さを啓発します。 	長期 長期 長期

項目	中期目標	現状	今後の展開	
人工林の適正管理		<ul style="list-style-type: none"> ・間伐等の施業に対して、補助金を交付しています。 ・あいち森と緑づくり事業を活用して、間伐する候補地のとりまとめを実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林の間伐を推進して、低い草木の豊かで健全な森を維持し、イノシシやシカ等が生息しやすい環境を作ります。 	長期

3 野生動物の保護

項目	中期目標	現状	今後の展開	
各種調査・計画策定・監視		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 8 月に「レッドデータブックおかげき 2014」を作成しました。 ・希少な動植物の保護のため、平成 21 年 2 月から北山湿地を自然環境保護区に指定しています。 ・平成 21 年 2 月に策定した北山湿地保全計画の見直しを行っています。 ・平成 26 年 12 月現在 7 名の自然環境監視員を岡崎市長が委嘱し、指定希少野生動植物及び自然環境保護区の監視活動を行っています。また、ギフチョウの飛翔時期に合わせ、北山湿地（池金町）で監視活動を行っています。 ・平成 22 年 2 月 1 日付けで、「ギフチョウ」を岡崎市自然環境保全条例に基づく「指定希少野生動植物種」の第 1 号として指定しました。現在、第 2 号の指定に向け岡崎市自然環境調査検討委員会で検討しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定希少野生動物種の指定や岡崎版レッドデータリストの作成に向けた検討を行います。 ・定期的な監視活動を行います。 	長期 長期
負傷野生動物の保護		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷野生動物の保護、加療を施し、放獣を行っています。 ・野生動物の保護に関わる獣医師による勉強会を開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・治療のための技術水準を上げる努力をします。 	長期

4 農作物被害の減少対策

項目	中期目標	現状	今後の展開	
鳥獣被害対象動物の捕獲駆除及び防除	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲も防除も困難なニホンザルについては、鳥獣害対策研究会による鳥獣害対策研究事業を推進します。具体的には①モデルガン追払い、②威嚇資材設置、③出没情報共有メールの3つを期間を定めて研究します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市鳥獣被害対策実施隊を設置し、ニホンザルの出没にモデルガン追払いや捕獲など、迅速な対応をしました。 ・岡崎市鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対象動物の捕獲及び防除をしました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害対策研究会を解散し、事業を岡崎市鳥獣被害対策実施隊に移行します。 	継続
		<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止計画を策定し、猟友会による有害鳥獣捕獲業務を委託しています。 ・電気柵等による被害防止施設の設置補助をしています。 ・岡崎市鳥獣害対策協議会による、金属製大規模侵入防止策の設置をしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵や金属製大規模侵入防止柵の設置を継続し、鳥獣被害対象動物の農林地への侵入を防ぎます。 ・センサーを用いた自動捕獲装置など、ICT（情報通信技術）を用いた捕獲方法を導入し、効率的に有害鳥獣を捕獲します。 	新規 新規

5 特定外来生物及び大型動物に対する生活被害の対策

項目	中期目標	現状	今後の展開	
特定外来生物に対する被害対策		<ul style="list-style-type: none"> ・アライグマ・ヌートリア被害防止対応マニュアルを策定し、地域でひろく生活被害がある場合、捕獲オリを設置し、捕獲駆除を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区を設定し、重点的な捕獲を行う等、より効果的な捕獲等を検討していきます。 	新規
大型動物に対する被害対策		<ul style="list-style-type: none"> ・大型野生獣等出没危険防止対応マニュアルを策定し、環境保全課、林務課、動物総合センターで対応しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課にて情報共有し、マニュアルに沿って、実施していきます。 	新規

岡崎市動物行政推進協議会

目的

本市における動物行政に関する施策について協議し、動物行政を総合的に推進するために設置しました。

組織について

各種動物関係団体関係者、獣医師会代表者、学識経験者、市民公募から構成されています。

【岡崎市動物行政推進協議会名簿】

任期 平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

(50 音順)

役 職	氏 名	備 考	
	いしはら かずゆき 石原 和幸	岡崎市獣医師会	岡崎市獣医師会副会長
	ふくだ すみよ 福田 澄代	市民公募	
副会長	ごうだ みつあき 合田 光昭	学識経験者	J A あいち経済連畜産物衛生研究所元技術 (岡崎市獣医師会会長)
	しょうむら はやと 庄 村 勇人	学識経験者	名城大学大学院准教授
	すぎうら きよまる 杉浦 清丸	野生動物関係団体代表	岡崎野鳥の会元会長
	すぎうら ちえこ 杉浦 智恵子	飼養者団体代表	N P O 法人しっぽいっぽの会元副代表
	そえた ゆか 添田 有香	市民公募	
	ふるさわ ひろこ 古澤 博子	市民公募	
	まき りょう 牧 良	民間動物園代表	株式会社アイピーシー 代表取締役
会長	やべ たかし 矢部 隆	学識経験者	愛知学泉大学教授
	やまもと かつまさ 山本 克正	畜産関係団体代表	岡崎幸田畜産連合副代表
	わきた りょうじ 脇田 亮治	動物取扱業者代表	一般社団法人全国ペット協会専務理事

語句説明

アニマルウェルフェア	快適性に配慮した家畜(動物)の飼養管理。
犬の登録	狂犬病予防法に基づき、飼い主には、犬を飼い始めてから30日以内に市町村長に登録を申請することが義務付けられている。(登録すると「鑑札」が交付され、装着が義務付けられている。)登録によって、どの地域に何頭の犬がいるのかを把握することができる。
エンリッチメント	動物福祉の立場から、飼育動物の“幸福な暮らし”を実現するための具体的な方策。
岡崎市鳥獣害対策研究会	有害鳥獣による農林産物の被害防止対策を研究、推進する地域自営活動の組織団体。平成15年度に設置され、鳥獣害の被害調査、研究及び研修などの活動を実施してきた。
岡崎市鳥獣害対策協議会	有害鳥獣による農林産物の被害防止に関する施策について協議する組織団体。構成員は12名で、市、農林業団体、猟友会、愛知県等の関係団体から成る。平成22年度に設置され、金属製大規模侵入防止策の設置、有害鳥獣捕獲業務に関することなどの活動を実施している。
岡崎市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣による農林産物の被害防止等のために設置された組織団体。平成23年度に設置され、①対象鳥獣の捕獲等、追払い活動に関すること、②鳥獣による住民の生命等に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の緊急対処に関することなどの活動を実施している。
岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、人と動物が共生する快適な生活の確保を図ることを目的とした条例。
岡崎市動物愛護ボランティア	平成23年度より岡崎市が募集・養成しているボランティア。岡崎市となかよし教室等愛護活動等を協働して行っている。

外来生物	もともとその地域に生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物。外来生物により在来生物が減少する問題が起こっている。
家庭動物	愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
教育ファーム	生産者(農林漁業者)の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまで、一貫した「本物体験」の機会を提供する取組み。
狂犬病	狂犬病ウイルスの感染によっておこる病気。犬だけではなく人を含め哺乳類全てに感染し、発病した場合は重い神経症状を伴い、ほぼ100%死亡するととても恐ろしい病気。全世界で毎年約55,000人が狂犬病の感染により亡くなっている。
狂犬病予防注射	狂犬病予防法に基づき、生後91日以上の子犬の飼い主には、飼っている犬に年に1回狂犬病の予防注射を受けさせることが義務付けられている。(予防注射を受けると、「注射済票」が交付され、装着が義務付けられている。)犬への予防注射によって、犬が狂犬病に感染することを予防し、ひいては人への感染拡大を防ぐことができる。
産業動物	産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物のこと。一般的に家畜・家禽と呼ばれ、牛・豚・馬・ヒツジ・ヤギ・鶏等が知られている。
自然環境保護区	生態系や地形・地質・水源などを保全・涵養するために設けられる区域。
自然保護監視員	保護区における野生動植物並びに市内における指定希少種及び移入種の生息又は生育状況の監視並びに指定希少種の捕獲等及び指定移入種の放逐等の違反行為の監視、報告及び違反者に対する指導を行う者。

所有者明示（個体識別） 措置	動物の所有者が、その所有する動物が自分の動物であることを明らかにするための措置。飼い主の責任の所在を明らかにすることによって、動物の迷子や遺棄等を防止することを目的としている。具体的には、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札、鑑札・狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等。
水源涵養林	雨水を吸収して水源の枯渇を防ぎ、水流が一時に河川に集中して洪水を起こすことを防ぐ河川上流域の森林。
センター犬	動物に関する広報活動、しつけ教室のデモンストレーション、ふれあい活動を行う動物総合センターで飼養している犬。
多価ワクチン	インフルエンザなど、病原菌に種々の型がある場合に、それぞれに応じた抗原を含むように作られたワクチンのこと。
地域猫	特定の飼い主がおらず、地域に住みついている猫（いわゆる野良猫）の数を増やさないために、不妊措置を実施した上で、寿命を全うするまで地域の人々の合意と協力のもとで適正に飼養・管理されている猫のこと。特定の個人や不特定多数の人によって、ただ餌を与えられているだけの猫は、例え不妊措置をされていたとしても適切に管理されているとは言えず、地域猫には含まれない。地域猫の活動は、野良猫をレベルアップし、最終的に室内飼育で飼い猫にするための過渡的対策である。
動物行政推進協議会	動物行政に関する施策について協議する協議会。構成員は10名程度で、学識経験者、動物関係団体、獣医師会、市民公募から成る。
動物行政調整会議	多部局に渡る動物に関する事務を協議する会議。構成員は動物総合センター所長、環境保全課長、農務課長、林務課長、公園緑地課長から成る。

動物取扱業

平成 24 年度の動物愛護管理法の一部改正により、動物取扱業は、ペットショップやペットホテル等営利性がある第一種動物取扱業、動物保護施設など営利性がない業で、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物を取り扱う第二種動物取扱業に分けられた。動物愛護管理法に基づき第一種動物取扱業を営もうとする者は、保健所長の登録を受けなければならない、事業所ごとに動物取扱責任者の選任義務がある。第二種動物取扱業を営もうとする者は、あらかじめ保健所長への届出が必要である。第一種動物取扱業には次の 7 業種がある。第二種動物取扱業は、動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示の 5 業種である。

- | | |
|--------|---|
| 販売 | 動物の小売や卸売りやそれらを目的に繁殖や輸出入を行う業。（取次ぎや代理を含む。）
ペットショップ、ブリーダー、インターネット等による通信販売など。 |
| 保管 | 保管を目的として顧客の動物を預かる業。
ペットホテル、ペットシッターなど。 |
| 貸出し | 愛がん、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業。
ペットレンタル業者、動物派遣業者など。 |
| 訓練 | 顧客の動物を預かり訓練を行う業。動物の訓練・調教業者など。 |
| 展示 | 動物を見せる業。（動物とのふれあいの提供を含む。）
動物園、水族館、移動動物園、動物サーカスなど。 |
| 競りあっせん | 動物売買をしようとする者のあっせんを、会場をもうけて競りの方法により行う業。平成 24 年度の動物愛護管理法の一部改正により追加された業種。動物オークション市場など。 |
| 譲受飼養業 | 有償で動物を譲り受けてその飼養を行う業。平成 24 年度の動物愛護管理法の一部改正により追加された業種。老犬・老猫ホームなど。 |

動物の愛護及び管理に関する法律 (動物愛護管理法)

動物の愛護と動物の適正な管理(危害や迷惑の防止等)を目的とした法律。動物の飼い主責任、動物取扱業の規制、周辺生活環境の保全、特定動物の飼養規制等について規定している。

動物の遺棄

動物を捨てること。動物愛護管理法で禁止されており、罰則(100万円以下の罰金)が規定されている。

特定動物	トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシなど、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として動物愛護管理法施行令で定められた動物のこと。約 650 種が選定されており、特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、保健所長の許可が必要。
トレーサビリティ	物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態をいう。
バイオマス	家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。
バルク乳	農家段階でバルククーラーという冷蔵タンク内で保冷保管されている段階の牛乳を指しますが、乳汁検査等で使用する場合、「集荷前の牛乳」・「各個人農家段階の牛乳」というような意味で使われている。
ブリーディングローン	種の保存のため繁殖を目的とし、動物園同士が相互に動物を貸出し、あるいは借入れする契約をいう。
マイクロチップ	動物の個体識別措置等を目的とした電子標識器具のこと。直径約 2 mm×長さ約 12 mmの円筒形のガラスカプセルで、中に封入されている IC チップに、15 桁の固有番号が書き込まれている。動物の皮下に注入し、専用の読み取り機（リーダー）でその番号を読み取る。
HACCP （危害分析及び重要管理点）	最終製品の抜き取り検査で安全性を保証する方式でなく、技術的・科学的な根拠に基づいて連続的に管理状態をモニターし、製造ロット内のすべての製品を保証しようとするもので、原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止（予防、消滅、許容レベルまでの減少）するための重要管理点（CCP）を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録（モニタリング）し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決するので、不良製品の出荷を未然に防ぐことができるシステムのこと。